

参考資料集

目次

1	道路交通法における自転車の主な交通ルール	…	1
2	自転車の安全利用の促進に関する提言（抜粋）	…	18
3	自転車に係る広報啓発の取組例	…	22
4	自転車通行環境の整備状況	…	23

1 道路交通法における自転車の主な交通ルール

【車道の通行方法】（道路交通法第17条、第18条、第20条、第63条の3）

- 歩道と車道の区別のある道路では、車道の左側を通行しなければならない（ただし、自転車道があれば、自転車道を通行しなければならない）。
- 車両通行帯のない道路では、道路の左側端を通行しなければならず、また、車両通行帯のある道路では、原則として一番左側の車両通行帯を通行しなければならない。

【歩道の通行方法】（道路交通法第63条の4）

- 普通自転車は、道路標識等により通行することができることとされている場合のほか、以下の場合に歩道を通行することができる。
 - ・ 運転者が、児童、幼児、高齢者等である場合
 - ・ 車道又は交通の状況に照らし、歩道通行がやむを得ない場合
- 歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（普通自転車通行指定部分）があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、歩行者がないときは、安全な速度と方法で進行することができる。

【信号機に従う義務】（道路交通法第7条）

【自転車の横断の方法】（道路交通法第25条の2、第63条の6）

- 自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない。また、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、横断等をしてはならない。

【指定場所での一時停止義務】（道路交通法第43条）

【夜間のライトの点灯義務】（道路交通法第52条）

【警音器の使用】（道路交通法第54条）

- 左右の見通しのきかない交差点や見通しのきかない曲がり角等であって、道路標識等により指定された場所等を通行しようとするとき以外には、危険を防止するためやむを得ないときを除き、警音器を鳴らしてはならない。

【2人乗りの禁止】（道路交通法第57条、都道府県公安委員会規則）

【前輪及び後輪へのブレーキの備付け義務】（道路交通法第63条の9）

【児童又は幼児にヘルメットを着用させる努力義務】（道路交通法第63条の10）

【酒気帯び運転等の禁止】（道路交通法第65条）

【安全運転の義務】（道路交通法第70条、第71条、都道府県公安委員会規則）

- 携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることなど、ハンドル・ブレーキ等を確実に操作できず、他人に危害を及ぼすような方法で運転してはならない（そのような行為自体を禁止している都道府県もある。）

道路交通法における自転車の 主な交通ルール等

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）

自転車関連部分 抜粋

（定義）

第２条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 道路 道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２条第１項に規定する道路、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第２条第８項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
 - 二 歩道 歩行者の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて区画された道路の部分をいう。
 - 三 車道 車両の通行の用に供するため縁石線若しくはさくその他これに類する工作物又は道路標示によつて区画された道路の部分をいう。
 - 三の三 自転車道 自転車の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて区画された車道の部分をいう。
 - 三の四 路側帯 歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によつて区画されたものをいう。
 - 四 横断歩道 道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分をいう。
 - 四の二 自転車横断帯 道路標識等により自転車の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分をいう。
 - 五 交差点 十字路、丁字路その他２以上の道路が交わる場合における当該２以上の道路（歩道と車道の区別のある道路においては、車道）の交わる部分をいう。
 - 七 車両通行帯 車両が道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路の部分をいう。
 - 八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
 - 十一 軽車両 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。
 - 十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。
- ３ この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。
- 一 身体障害者用の車いす、歩行補助車等又は小児用の車を通行させている者
 - 二 次条の大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車又は二輪若しくは三輪の自転車（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）を押して歩いている者

（信号機の信号等に従う義務）

第７条 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第１項

後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない。

（通行区分）

第17条 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第47条第3項若しくは第48条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

3 二輪又は三輪の自転車（側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。

4 車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第9節の2までにおいて同じ。）の中央（軌道が道路の側端に寄って設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中心とする。以下同じ。）から左の部分（以下「左側部分」という。）を通行しなければならない。

（軽車両の路側帯通行）

第17条の2 軽車両は、前条第1項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標識によつて区画されたものを除く。）を通行することができる。

2 前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

（左側寄り通行等）

第18条 車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄つて、軽車両にあつては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第25条第2項若しくは第34条第2項若しくは第4項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車両は、前項の規定により歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。

（軽車両の並進の禁止）

第19条 軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

（車両通行帯）

第20条 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車（小型特殊自動車及び道路標識等によつて指定された自動車を除く。）は、当該道路の左側部分（当該道路が一方通行となつているときは、当該道路）に3以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通

行帯以外の車両通行帯を通行することができる。

- 2 車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により前項に規定する通行の区分と異なる通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。
- 3 車両は、追越しをするとき、第25条第1項若しくは第2項若しくは第34条第1項から第5項までの規定により道路の左側端、中央若しくは右側端に寄るとき、第35条第1項の規定に従い通行するとき、第26条の2第3項の規定によりその通行している車両通行帯をそのまま通行するとき、第40条第2項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

（左折又は右折）

- 第34条 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して）徐行しなければならない。
- 3 軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。
 - 6 左折又は右折しようとする車両が、前各項の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはならない。

（指定場所における一時停止）

- 第43条 車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第36条第2項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

（車両等の灯火）

- 第52条 車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下この条及び第63条の9第2項において同じ。）、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあつても、同様とする。
- 2 車両等が、夜間（前項後段の場合を含む。）、他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければならない。

○ 道路交通法施行令（昭和３５年政令第２７０号）

（道路にある場合の灯火）

第１８条 車両等は、法第５２条第１項前段の規定により、夜間、道路を通行するとき（高速自動車国道及び自動車専用道路においては前方２００メートル、その他の道路においては前方５０メートルまで明りように見える程度に照明が行われているトンネルを通行する場合を除く。）は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める灯火をつけなければならない。

五 軽車両 公安委員会が定める灯火

（夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合）

第１９条 法第５２条第１項後段の政令で定める場合は、トンネルの中、濃霧がかかっている場所その他の場所で、視界が高速自動車国道及び自動車専用道路においては２００メートル、その他の道路においては５０メートル以下であるような暗い場所を通行する場合及び当該場所に停車し、又は駐車している場合とする。

（乗車又は積載の制限等）

第５７条 車両（軽車両を除く。以下この項及び第５８条の２から第５８条の５までにおいて同じ。）の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法（以下この条において「積載重量等」という。）の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、第５５条第１項ただし書の規定により、又は前条第２項の規定による許可を受けて貨物自動車の荷台に乗車させる場合にあっては、当該制限を超える乗車をさせて運転することができる。

２ 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。

３ 貨物が分割できないものであるため第１項の政令で定める積載重量等の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載重量等を限つて許可をしたときは、車両の運転者は、第１項又は前項の規定にかかわらず、当該許可に係る積載重量等の範囲内で当該制限を超える積載をして車両を運転することができる。

（自転車道の通行区分）

第６３条の３ 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないもの（以下この節において「普通自転車」という。）は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

○ 道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）

（普通自転車の大きさ等）

第９条の２ 法第６３条の３の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。

イ 長さ １９０センチメートル

ロ 幅 ６０センチメートル

二 車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ 側車を付していないこと。

ロ 一の運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く。）を備えていないこと。

ハ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。

ニ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

（普通自転車の歩道通行）

第63条の4 普通自転車は、次に掲げるときは、第17条第1項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

- 一 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。
- 二 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならない。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

（普通自転車の並進）

第63条の5 普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第19条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が3台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。

（自転車の横断の方法）

第63条の6 自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によつて道路を横断しなければならない。

（交差点における自転車の通行方法）

第63条の7 自転車は、前条に規定するもののほか、交差点を通行しようとする場合において、当該交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、第17条第4項並びに第34条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該自転車横断帯を進行しなければならない。

2 普通自転車は、交差点又はその手前の直近において、当該交差点への進入の禁止を表示する道路標示があるときは、当該道路標示を越えて当該交差点に入つてはならない。

（自転車の通行方法の指示）

第63条の8 警察官等は、第63条の6若しくは前条第1項の規定に違反して通行している自転車の運転者に対し、これらの規定に定める通行方法により当該自転車を通行させ、又は同条第2項の規定に違反して通行している普通自転車の運転者に対し、当該普通自転車を歩道により通行させるべきことを指示することができる。

（自転車の制動装置等）

第63条の9 自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危

険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

- 2 自転車の運転者は、夜間（第52条第1項後段の場合を含む。）、内閣府令で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車を運転してはならない。ただし、第52条第1項前段の規定により尾灯をつけている場合は、この限りでない。

○ 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）

（制動装置）

第9条の3 法第63条の9第1項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 前車輪及び後車輪を制動すること。
- 二 乾燥した平坦な舗装路面において、制動初速度が10キロメートル毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から3メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

（反射器材）

第9条の4 法第63条の9第2項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 自転車に備え付けられた場合において、夜間、後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第1項の基準に適合する前照灯（第9条の17において「前照灯」という。）で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。
- 二 反射光の色は、^{とう}橙色又は赤色であること。

（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）

第63条の10 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

（酒気帯び運転等の禁止）

第65条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

- 2 何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、車両等を提供してはならない。
- 3 何人も、第1項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

（安全運転の義務）

第70条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

（運転者の遵守事項）

第71条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器を付け、又は徐行する等して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。
- 二 身体障害者用の車いすが通行しているとき、目が見えない者が第14条第1項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくは同項の規定に基づく政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない者若しくは同条第2項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者が同項の規定

に基づく政令で定めるつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

二の二 前号に掲げるもののほか、高齢の歩行者、身体の障害のある歩行者その他の歩行者でその通行に支障のあるものが通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにすること。

二の三 児童、幼児等の乗降のため、政令で定めるところにより停車している通学通園バス（専ら小学校、幼稚園等に通う児童、幼児等を運送するために使用する自動車で政令で定めるものをいう。）の側方を通過するときは、徐行して安全を確認すること。

三 道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通過する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、徐行すること。

四 乗降口のドアを閉じ、貨物の積載を確実に行う等当該車両等に乗車している者の転落又は積載している物の転落若しくは飛散を防ぐため必要な措置を講ずること。

四の二 車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、速やかに転落し、又は飛散した物を除去する等道路における危険を防止するため必要な措置を講ずること。

四の三 安全を確認しないで、ドアを開き、又は車両等から降りないようにし、及びその車両等に乗車している他の者がこれらの行為により交通の危険を生じさせないようにするため必要な措置を講ずること。

五 車両等を離れるときは、その原動機を止め、完全にブレーキをかける等当該車両等が停止の状態を保つため必要な措置を講ずること。

五の二 自動車又は原動機付自転車を離れるときは、その車両の装置に応じ、その車両が他人に無断で運転されることがないようにするため必要な措置を講ずること。

五の三 正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、自動車若しくは原動機付自転車を急に発進させ、若しくはその速度を急激に増加させ、又は自動車若しくは原動機付自転車の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させないこと。

五の四 自動車を運転する場合において、第71条の5第1項から第3項まで若しくは第71条の6第1項若しくは第2項に規定する者又は第84条第2項に規定する仮運転免許を受けた者が表示自動車（第71条の5第1項から第3項まで、第71条の6第1項若しくは第2項又は第87条第3項に規定する標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

五の五 自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第120条第1項第11号において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。第120条第1項第11号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第41条第16号若しくは第17号又は第44条第11号に規定する装置であるものを除く。第120条第1項第11号において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

（民間の組織活動等の促進を図るための措置）

第１０８条の２６ 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に資するための次に掲げる活動で民間の自主的な組織活動として行われるものの促進を図るため、関係する機関及び団体の活動との調和及び連携を図りつつ、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

四 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活動、自転車の適正な通行についての啓発活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための啓発活動

２ 公安委員会は、地方公共団体が行う交通安全対策（公安委員会が行うものを除く。）の的確かつ円滑な実施が図られるよう、関係地方公共団体の長に対し、当該関係地方公共団体の区域における交通事故の発生の状況に関する情報の提供、職員の研修に係る協力その他必要な措置を講ずるものとする。

（交通安全教育）

第１０８条の２７ 公安委員会は、適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるため、住民に対する交通安全教育を行うように努めなければならない。

（交通安全教育指針及び交通の方法に関する教則の作成）

第１０８条の２８ 国家公安委員会は、道路を通行する者に対する交通安全教育を行う者（公安委員会を除く。）が効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるようにし、及び公安委員会が行う前条の交通安全教育の基準とするため、次に掲げる事項を内容とする交通安全教育に関する指針（以下「交通安全教育指針」という。）を作成し、これを公表するものとする。

一 自動車等の安全な運転に必要な技能及び知識その他の適正な交通の方法に関する技能及び知識を習得する機会を提供するための交通安全教育の内容及び方法

二 交通事故防止に関する知識を習得する機会を提供するための交通安全教育の内容及び方法

三 前二号に掲げるもののほか、道路を通行する者に対する交通安全教育を効果的かつ適切に行うために必要な事項

２ 交通安全教育指針は、道路を通行する者が、交通安全教育に係る学習の機会を通じて、適正な交通の方法及び交通事故防止に関する技能及び知識を自主的に習得する意欲を高めるとともに、その年齢若しくは通行の態様又は業務に関し通行する場合にあつてはその業務の態様に応じたこれらの技能及び知識を段階的かつ体系的に習得することができるように配慮して作成されなければならない。

３ 国家公安委員会は、第１項の規定により交通安全教育指針を作成しようとする場合には、関係行政機関の長と緊密な協力を図るよう努めなければならない。

（地域交通安全活動推進委員）

第１０８条の２９

２ 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

四 自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）

自転車関連部分 抜粋

第2章 交通安全教育の内容及び方法

第2節 児童に対する交通安全教育

2 児童に対する交通安全教育の内容

(4) 自転車の利用者の心得

ア 目標

基本的な交通ルール等を習得することにより、安全に自転車を利用して道路を通行することができるようにする。

イ 内容

(7) 自転車に関する基本的な事項

道路交通法上、自転車は車両の一種であり、道路を通行する場合は車両として交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。また、自転車に乗る練習をするときは道路外の安全な場所を利用するとともに、自転車に関する交通ルール等を理解し、安全に乗れるようになるまでは道路を通行しないように指導する。

(イ) 自転車に乗るに当たっての心得

ブレーキが故障している場合、夜間に尾灯及び反射器材が付いていない場合等の自転車に乗ってはならない場合があることを理解させる。また、体格に合わない自転車に乗らないようにすること、二人乗り等の危険な乗り方をしないようにすること、自転車に荷物を積む場合は、視野が妨げられたり、自転車の安定が悪くなったりするような積み方をしないようにすること及び目立つ色の服装をすることを指導する。

(ロ) 自転車の点検整備

サドル、ハンドル、ペダル、チェーン、ブレーキ、警音器、前照灯、尾灯又は反射器材（後部反射器材及び側面反射器材）、タイヤ等の点検の要領及び点検の結果、具合が悪い場合には整備に出すようにすることを指導する。

(ハ) 自転車の正しい乗り方

安全な発進及び停止の方法、正しい乗車姿勢、右左折する場合は早めに合図をすること並びに両手でハンドルを確実に握ることを指導する。また、合図をする場合以外は片手運転をしてはならないことを理解させる。

(ニ) 自転車の通る所

自転車の通る所に関して以下の事項を理解させる。

- a 自転車は原則として車道又は自転車道の左端に沿って通行しなければならないこと。
- b 路側帯を通行することができること。
- c 児童が普通自転車（道路交通法第63条の3に規定する普通自転車をいう。以下同じ。）を利用する場合は歩道を通行することができるが、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないこと。

- d 道路を横断しようとする場合は、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯で通行しなければならないこと。
 - e 横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、横断歩道を自転車に乗ったまま通行してはならないこと。
- (カ) 走行上の注意
- a 理解させるべき事項
走行上の注意として以下の事項を理解させる。
 - (a) 天候、時間帯、交通の状況等に応じた安全な速度で走行しなければならないこと。
 - (b) 交差点、踏切の手前等で車両等の前に割り込んだり、これらの間を縫って前に出たりしてはならないこと。
 - (c) 並進、ジグザグ運転、競争等をしてはならないこと。
 - (d) 路側帯を通行する場合は歩行者の通行を妨げてはならないこと。
 - (e) 普通自転車で歩道を通行する場合は、原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止をしなければならないこと。
 - (f) 歩道等でみだりに警音器を鳴らしてはならないこと。
 - (g) 夜間等には前照灯をつけなければならないこと。
 - b 指導すべき事項
走行上の注意として以下の事項を指導する。
 - (a) 側方や後方の車両等の動きに十分注意しながら通行すること。
 - (b) 近くに自転車横断帯又は横断歩道がない場合で横断又は転回をしようとするときは、道路がよく見渡せる所を探して、安全を確認してから横断又は転回を始めること。
 - (c) 道路を斜めに横断しないようにすること。
 - (d) 歩道から車道へ及び車道から歩道への乗り入れは、車道又は歩道の状況について安全を確かめてから行うこと。
 - (e) 歩道で他の自転車と行き違う場合は、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけること。
 - (f) 携帯電話の通話若しくは操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での走行又はヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態での走行をしないようにすること。
 - (g) 走行中にブレーキ、前照灯等が故障した場合、凍り付いた道路を通行する場合及び風雨の強い場合は、自転車を押して通行すること。
- (キ) 交差点の通行の仕方
- a 基本的事項
信号機のある交差点においては、信号機の信号に従って通行しなければならないこと並びに「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合及び横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければならないことを理解させる。
信号機のない交差点において、一時停止を示す標識がある場合は、一時停止をして安全を確認しなければならないことを理解させるとともに、交通量の少ない場所でも飛び出し

をせずに、安全を十分に確認し、速度を落として通行するように指導する。

b 右左折の仕方

右左折の方法及び合図について理解させる。

c 通行する場所

交差点又はその付近に自転車横断帯がある場合は、その自転車横断帯を通行しなければならないこと並びに普通自転車は交差点及びその手前に交差点への進入を禁止する標示がある場合は、その交差点に進入することができないことを理解させる。

(7) 歩行者及び他の車両に対する注意

a 理解させるべき事項

歩行者及び他の車両に対する注意として以下の事項を理解させる。

- (a) 歩道を通る場合は直ちに停止できるような速度で徐行（普通自転車通行指定部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいいる場合は直ちに徐行に移ることができるような速度で進行）し、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止をしなければならないこと。
- (b) 路側帯及び自転車が通行することができる歩行者用道路を通る場合は歩行者の通行を妨げないよう注意し、特に歩行者用道路では直ちに停止できるような速度で徐行しなければならないこと。
- (c) 車道を通行する自転車が横断歩道に近づいた場合は、横断する人がいないことが明らかの場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進行しなければならないこと。
- (d) 歩行者が横断している場合又は横断しようとしている場合は、横断歩道の手前（停止線がある場合は、その手前）で一時停止をして歩行者に道を譲らなければならないこと。
- (e) 幼児若しくは児童が独り歩きしている場合又は高齢者若しくは身体の不自由な人が歩いている場合は、危険のないように一時停止し、又は直ちに停止できるような速度で徐行しなければならないこと。

b 指導すべき事項

停車又は駐車中の自動車の側方を通行する場合は、急なドアの開放、自動車の陰からの歩行者の飛び出し等に十分に注意することを指導する。

(7) 自転車を駐車する場合の注意

自転車を駐車する場合は、自転車駐車場に置くようにするなどして、歩行者及び他の車両等の通行を妨げないように指導する。

4 児童の保護者に対する交通安全教育の実施

(4) 児童が安全に自転車を利用するために必要な事項

児童に自転車を利用させる場合は、児童に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないことを理解させる。また、児童の体格に合った自転車を選び、交通ルールの遵守及び交通マナーの実践を怠って自転車を利用すると危険であることを児童に理解させるように指導する。さらに、道路外の安全な所で児童に自転車の正しい乗り方を指導するとともに、正しい乗り方を習得するまでは、児童に自転車を利用して道路を通行させたり、保護者の目の届かない所で練習させたりしな

いように指導する。

児童と共に、「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号。以下「教則」という。）第3章第1節2を参照して自転車を点検するように指導するとともに、夜間等には前照灯をつけなければならないこと等の通行に関して注意すべき事項及び歩行者等に関して注意すべき事項を教えるように指導する。

第3節 中学生に対する交通安全教育

1 中学生に対する交通安全教育の目的

中学生は、通学等の手段として自転車を利用する機会が多く、自転車乗用中に交通事故に遭うことが多い。また、自動車等に対する関心が高まり、道路交通についての理解も深まるなど社会人として本格的に交通社会に参加していくための準備段階にある。

そこで、中学生に対する交通安全教育においては、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりを持って、自己の安全のみならず他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目的とする。

2 中学生に対する交通安全教育の内容

(1) 基本的な心得

イ 内容

(7) 交通事故の発生状況

交通事故の発生状況を、中学生が当事者である交通事故の発生状況を中心に説明する。特に、中学生については、自転車乗用中の事故が多いことを示し、自転車の正しい乗り方を習得し、実践することの重要性を理解させる。

(3) 自転車の利用者の心得

ア 目標

中学生は、通学等の手段として自転車を利用する機会が多く、安全に自転車を利用することが求められるが、自転車乗用中の事故も多いことから、自転車を安全に利用することの必要性を自覚させ、正しい乗り方を確実に実践することができるようにする。

イ 内容

(7) 自転車の正しい乗り方の実践

13歳以上の者は、道路標識等により普通自転車が歩道を通行できることとされている場合及び安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合のほかは、車道又は自転車道の左端を通行しなければならないことを理解させる。また、自転車乗用中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させるとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第2章第2節2(4)イの事項を再確認させ、実際に道路を通行する場合には確実に実践することができるように指導する。特に、体格に合わない自転車に乗ること、傘を差したり、携帯電話の通話又は操作をしたりしながら走行すること、二人乗りで走行すること、ヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態で走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。

(4) 自転車の点検整備

点検整備を怠った自転車に乗ることの危険性を説明し、教則第3章第1節2を参照して確実に自転車を点検することができるように指導する。

3 中学生に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

(4) 保護者との連携

中学生は自転車乗用中に交通事故に遭うことが多く、また、自動車等に対する関心が高まる時期にあることを踏まえ、日常接する機会の多い父母等の保護者が、中学生の道路交通の安全を確保するため、適切な助言及び指導を行うことが重要である。

そこで、指導者は、保護者に対する啓発用の資料を配布し、日常生活において交通安全教育を実施するように働き掛けるなど、連携を図るように努めることが必要である。

第4節 高校生に対する交通安全教育

1 高校生に対する交通安全教育の目的

高校生は、自動車等の免許を取得することが可能な年齢に達し、自動車等の運転者として交通社会に参加することができるようになり、それぞれの通行の態様に応じて、社会的な責任を持ち、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践して道路を通行することが求められる。また、高校生の二輪車事故（大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車乗用中の交通事故をいう。以下同じ。）及び自転車乗用中の交通事故が多く発生しており、このような交通事故を防止する必要がある。

そこで、高校生に対する交通安全教育においては、二輪車（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目的とする。

2 高校生に対する交通安全教育の内容

(2) 自転車の利用者の心得

ア 目標

高校生の自転車乗用中の交通事故が多く発生していることを踏まえ、これまでに習得した安全に自転車を利用するために必要な技能及び知識を再確認させることにより、道路及び交通の状況に応じて、安全に走行することができるようにする。

イ 内容

自転車乗用中の高校生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性を理解させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行することができるように指導する。また、必要に応じて自転車を用いて実技訓練を実施するなどして、点検及び正しい乗り方を確実に実践することができるように指導する。

第5節 成人に対する交通安全教育

4 歩行者等に対する交通安全教育

(1) 歩行者等に対する交通安全教育の目的

歩行者等に対する交通安全教育は、交通安全意識の高揚を図るため、道路を通行する者一人一人が交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する必要があることを再確認させるとともに、周囲の幼児、児童、高齢者等に対して適切に交通安全教育ができるようにすることを目的とする。また、免許を受けた者に対しては、歩行者等の立場で交通安全教育を受けることにより、自動車等を運転する場合に歩行者等の特性を踏まえて安全に運転ができるようにすることを目的とする。

(2) 歩行者等に対する交通安全教育の内容

歩行者等に対する交通安全教育においては、以下の事項を説明するなどして、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性を再確認させる。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者等として安全に道路を通行するために習得する必要がある事項を教則第2章及び第3章の内容に沿って指導する。

イ 自転車の利用者の心得

- (ア) 出会い頭事故、左折巻き込み事故等の自転車の利用者が当事者である事故の発生原因等
- (イ) 反射材の効果
- (ウ) 歩道、路側帯等を通行する場合の歩行者に対する配慮

第6節 高齢者に対する交通安全教育

1 高齢者に対する交通安全教育の目的

高齢者は、加齢に伴い身体の機能が変化し、歩行者としても、また、運転者としても、道路を通行する際に十全の行動をとることができない場合がある。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の高齢者も多い。

そこで、高齢者に対する交通安全教育においては、加齢に伴う身体の機能の変化が道路における行動に及ぼす影響を理解させるとともに、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者の心得、自転車の利用者の心得等について理解を深めさせることにより、安全に道路を通行することができるようにすることを目的とする。

2 高齢者に対する交通安全教育の内容

(1) 基本的な心得

イ 内容

- (イ) 加齢に伴う身体の機能の変化が行動に及ぼす影響

加齢に伴い、個人差があるものの、一般的に歩行が遅くなること、危険を回避するためにとっさの行動をとることが困難となること、危険の発見及び回避が遅れがちになること、歩行並びに自転車及び二輪車での走行が不安定になること等の身体の機能の変化が行動に及ぼす影響を理解させ、健康診断を受けるなどして、身体の機能の変化を客観的に把握するとともに、道路を通行する場合には無理をせず、また、安全確認を十分に行うよう指導する。

(4) 自転車の利用者の心得

ア 目標

加齢に伴う身体の機能の変化が自転車の乗り方に及ぼす影響を理解させるとともに、自転車を

安全に利用するためには交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを理解させ、正しい乗り方を習得させることにより、安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

(7) 加齢に伴う身体の機能の変化が自転車の走行に及ぼす影響

加齢に伴い、自転車での走行が不安定になったり、交差点を通行する場合に安全確認が不十分になったりすることについて、交通事故の実例等を用いて具体的に説明して理解させる。

(4) 乗ってはならない場合

酒を飲んだ場合又は疲れが激しい場合に自転車に乗ること等の危険性を説明し、これらの行為が禁止されていることを理解させる。

(9) 安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項

免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項を、教則第3章の内容に沿って指導する。特に、70歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができるが、歩道では原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないことを理解させる。

4 家族等に対する交通安全教育の実施

高齢者が加齢に伴う身体の機能の変化を自覚し、安全に道路を通行するためには、家族等の理解と協力が必要である。

そこで、高齢者に対する交通安全教育を実施する場合は、指導者は、可能であれば家族等の同伴を求め、家族等が参加できない場合は、高齢者に対する交通安全教育において家族等が果たすべき役割、高齢者に指導すべき事項等について記載した資料を高齢者に持ち帰らせることなどにより、家族等に対する交通安全教育を行う。

なお、具体的には以下の内容について指導する。

(3) 高齢者が安全に自転車を利用するために必要な事項

自転車乗用中の高齢者が当事者である交通事故の主な原因が、無理な道路の横断、交差点での一時不停止等であることを理解させ、これらの行動をとらないように指導する。

自転車の安全利用の促進に関する提言

（自転車利用者のルール・マナー遵守方策部分 抜粋）

平成 1 8 年 1 1 月
自転車対策検討懇談会

第5 自転車利用者のルール・マナー遵守方策等について

1 自転車に係る交通安全教育・広報啓発の在り方

第2の2のとおり、これまでも警察や学校等では自転車に係る交通安全教育を実施しているところであるが、自転車の安全利用を図り、自転車と自動車や歩行者との共存を図るためには、交通安全教育や広報啓発活動は今後も極めて重要である。

特に、第4に示した自転車の通行空間の考え方や、具体的な自転車の通行方法等については、法律や教則等で定めた内容をマスコミ等を通じて広報するとともに、自転車利用者に対して教育することにより、周知徹底を図る必要がある。

今後は、特に以下の点を考慮し、自転車に係る交通安全教育や広報啓発活動を更に幅広く実施していくことが望まれる。

- (1) 警察が実施する自転車教室の対象は、従来、小学生が中心となっている。教育効果等の点から小学生に対する自転車教室は引き続き実施すべきであるが、通学等で自転車の需要が高いのはむしろ中学・高校生であり、全自転車関連事故に占めるこれらの年齢層の事故の割合が高いこと（図7参照）や、これらの年齢層の者に対する自転車安全教育はプレドライバー教育という意味も有すること等を考えると、今後は、中学・高校生に対する自転車安全教育をより充実させていくべきである。

また、生徒に対する自転車安全教育については、警察と学校が相互に協力しながら、それぞれの責任において推進していくべきである。

- (2) 自転車に係る交通安全教育を行うに当たっては、以下のような実効性のある教育手法を採り入れることも検討すべきである。

- 自転車事故のより緻密な調査・分析に基づき、事故の実態や要因、危険な違反行為等について、子供から大人まで幅広く教育すること
- 米国では自転車の歩道通行が危険であるとの分析結果があること（資料8）等も踏まえ、歩道から車道に出るときや交差点通行時、路外施設を車両が出入りする場面等において、自転車が自らの存在を自動車の運転者に認知させることの重要性等について教育すること
- 自転車の交通違反についても刑事罰の対象となる（注5）ことを認識させること
- ルール・マナーを知識として教えるだけでなく、ルール・マナー違反により具体的にどのような危険が生ずるか、また、事故を起こした場合にどのような責任を負うか等を特に若者に対しては重点的に教えること

(3) 車道における自転車と自動車との共存、歩道における自転車と歩行者との共存を図るため、自転車利用者に対してだけでなく、自動車運転者や歩行者に対しても、自転車の通行ルールや事故実態等について教育・広報していくべきである。

(4) 個々の交通現場で自転車利用者が通行ルールを理解できるよう、事故多発路線・箇所や自転車の交通量の多い路線等を重点に、交通法規の内容や違反に対する罰則等を示した看板を設置するなど、自転車利用者に対する具体的な広報啓発を推進することを検討すべきである。

この場合、法律上自転車の歩道通行が禁じられており、そこを通行してはならないときや、法律上自転車の通行が可能な歩道であっても、歩道上の歩行者の通行が多く、自転車の走行が歩行者に危険や迷惑を及ぼすときは、自転車を降りて押して歩くようにしなければならないことなど、具体的にどのような行動をとればよいか分かるように広報啓発の内容を工夫する必要がある。

(注5) 自転車についても、例えば、以下のような違反とその罰則が定められている(括弧内は道路交通法の条文)。

- 信号無視 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
(第7条、第119条第1項第1号の2)
- 無灯火 5万円以下の罰金
(第52条第1項、第120条第1項第8号)
- 酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
(第65条第1項、第117条の2第1号)

2 自転車による交通違反の指導取締りの在り方

自転車の交通違反は日常的にも多く見られ、自転車利用者のルール違反、マナーの悪さが厳しく指摘されていることから、自転車に対する指導取締りは一層強化していくべきである。また、**第3**の方針に従い自転車の通行方法について見直すこととした場合、交通安全教育の推進と併せて、街頭でもこれらについて指導し、違反に対する取締りを行う必要があると考えられる。

(1) **第2の3**で見たとおり、警察では、現在自転車の違反を現認した場合に、指導警告を行うことを基本とし、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたり、指導警告に従わず違反行為を継続するなど、悪質性の高い交通違反について交通切符を適用し検挙措置を講じている。しかし、この指導警告と検挙措置(交通切符の適用)との間には、件数、効果等の点で格差があることは否定できず、本来はその中間的な制度が設けられることが望ましいと考えられる。

この点、自動車等の運転者がした違反行為のうち、比較的軽微であって、定型で明白なものについては、「反則行為」として通告を受けた者が任意に反則金を納付したときは当該行為について公訴が提起されないという「交通反則通告制度」が設けられている。自転車に係る違反行為についてはこの制度の対象となっていないが、自転車の運転者には子供もあり、自動車と比較して違反の形態・程度も多様と考えられることや、自動車と異なり運転免許制度がないので違反者の人定確認に困難が予想されることなどもあり、直ちに同様の制度を導入することは難しい状況にある。

また、一部の自治体を実施しているいわゆる「ポイ捨て条例」などを参考に行政制裁金を課することも考えられるが、自転車の道路交通法違反は現在刑事処分の対象であることから、制裁の在り方については十分な議論が必要であろう。

しかし、いずれにしても、将来的には、自転車について実効性をもってルール遵守が担保されるよう、何らかの制度を導入することにつき議論し、合意形成を図っていく必要もあると考えられる。

(2)ところで、警察では現在、**第2の3**で見たとおり、自転車利用者による交通違反に対して積極的な指導警告を行うとともに、信号無視、無灯火、二人乗り、酒酔い運転等悪質性・危険性の高い交通違反に対して交通切符を適用した積極的な検挙措置を講ずる方針で指導取締りを強化している。統計を見る限り、従来に比べ検挙件数も相当増加しており、当面、自転車の違反に対する指導取締りについては、現在の方針に基づく警察活動の運用状況と、それが自転車利用者の交通行動に与える影響等を見守っていくことが必要と考えられる。

なお、検挙措置に関しては、検挙された者が納得できるような運用（例えば、指導警告を数回繰り返して受けたような悪質な違反者を検挙するなどの運用）も検討していくことが適当と考えられる。

また、自転車に対する街頭指導等については、自治体や民間ボランティア等との連携を含め、体制を今後更に充実していく必要がある。

3 自転車に係る広報啓発の取組例

ポスターの作成及びホームページへの掲載（警察庁）



- 自転車の交通ルール遵守を呼び掛けるポスターを作成し、都道府県警察へ配布
- 自転車関連事故の統計、自転車の主な交通ルール等関連資料を警察庁ホームページに掲載

大学とタイアップしたCMの作成及び放映（大阪府警）



- 大阪芸術大学の協力を得て、自転車利用者のマナーアップCMを作成
- プロ野球・サッカー会場の大型ビジョンやケーブルテレビなどで放映

4 自転車通行環境の整備状況

- 平成22年3月現在で、全国の約120万kmの道路のうち、自動車や歩行者と分離された自転車通行空間は約3,000km

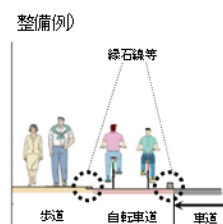
全国の道路 約120万km

自動車から分離された自転車通行空間 約83,600km

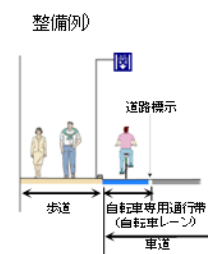
その他の自転車通行空間 約110万km

歩行者と分離

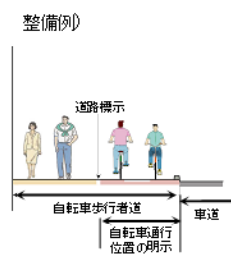
歩行者と非分離



自転車道

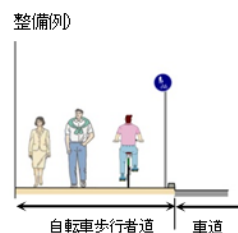


自転車
専用通行帯



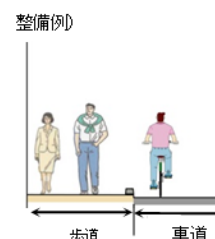
自転車歩行者道内の
自転車通行位置の明示

約3,000km



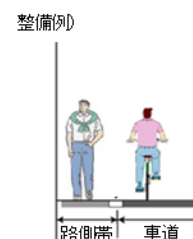
自転車歩行者道

約80,600km



車道(歩道あり)

約91,800km



車道(歩道なし)

約100万km

※著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯を通行することができる